

大洲市立大洲北中学校 防犯カメラ管理規程

1 趣旨

この規程は、大洲市立大洲北中学校に設置する防犯カメラについて、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ適正な設置運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、犯罪に対する抑止力の向上及び不審者の早期発見・早期対応、生徒間のトラブルの抑止等により、安全で安心して生活できる学校づくりのために設置する。

3 設置者及び管理責任者

- (1) 設置者 大洲市教育委員会
- (2) 管理責任者 大洲市立大洲北中学校長

4 設置場所及び設置台数

- (1) 防犯カメラ 6 箇所（7 台） ①…A棟 1 階トイレ前 ②…C棟 2 階図書室横壁面
③…B棟 2 階職員トイレ外 ④…A棟 1 階ひだまり教室前 ⑤…A棟 1 階 1 年生玄関
⑥…B棟 1 階 2, 3 年生玄関（2 台）
- (2) モニター、録画装置一式 ⑦職員室、⑧校長室
- (3) 必要に応じて装置の増減設や移設、及び定期的な保守点検を行うこととする。

5 設置表示及び管理方法

- (1) 防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載したプレートを設置する。
 - ・ 正門ゲート
 - ・ 職員玄関ガラス戸
- (2) 設置者及び管理責任者以外の者による操作及び取扱いを禁止する。また、設置者及び管理責任者が必要であると判断する場合には、防犯カメラ、モニターの操作及び画像の取扱いを行う担当者を指定することができる。

6 映像データの保管と廃棄

- (1) 映像は、撮影時のまま保存し、加工はしない。
- (2) モニターや映像の録画装置及び記録した媒体は、職員室に保管する。
- (3) 記録媒体に記録された映像等の保存期間は原則 1 週間程度とし、記録上限を超えた場合には上書を自動的に行うものとする。
- (4) 保存期間を経過した映像等は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。また、記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人の下で完全に消去されたことを確認の上で、破砕等を確実に行うこと。

7 映像の利用制限

- (1) 映像の利用は、犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、映像から知り得た情報は、外部に漏らさない。
- (2) 映像は、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。
 - ア 法令に基づく請求があった場合
 - イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合（ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。）
 - ウ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合
 - エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合
- (3) (2) により映像等の提供を行う場合は、提供日時、提供先、提供理由、提供した映像の内容等を記録するものとする。

8 問い合わせ等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び利用に関する問い合わせや要望等を受けた場合には、それが設置・運用目的やこの設置運用規定に照らして適正かどうか判断し、迅速かつ誠実に適切な対応を行うものとする。

- (附則) 本規程は、令和7年5月1日から施行する。
本規定は、令和8年4月1日から一部改正し施行する。